

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第69号

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き在職するものとみなす。 (1)～(4) [略] 3・4 [略]	(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き在職するものとみなす。 (1)～(4) [略] 3・4 [略]

第2条 千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の235</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号	(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き在職するものとみなす。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き在職するものとみなす。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。